

平成23年度 畑川ダム周辺整備基本計画策定業務
公募型プロポーザル実施要綱

平成23年7月12日
京 丹 波 町

1 業務概要

(1) 業務番号

23-B26D

(2) 業務名

平成23年度 畑川ダム周辺整備基本計画策定業務

(3) 業務目的

畑川ダムの建設は、京都府の高屋川総合開発の一環として治水対策と併せて将来にわたり安全で安定した水資源の確保を目的に進められており、平成24年度に供用開始される。これに合わせてダム周辺を新たな交流拠点として位置付け、ダム湖畔の水辺環境を活かした、健康・文化・自然とのふれあい施設を整備するため、基本計画を策定することを目的とする。

(4) 業務内容

「畑川ダム周辺整備基本計画策定業務 参考仕様書」のとおりとする。なお、参考仕様書は、成果として求める最低限の内容を参考として示すものであり、技術提案の内容を制限するものではない。

(5) 業務期間

契約日の翌日から平成24年3月23日まで

(6) 業務場所

京丹波町下山地内

(7) 業務の規模

本業務の規模（予算額）は、620万円以内である。（この金額は、見積合わせ時の予定価格となるものではない。また、消費税を含む。）

2 参加資格要件

当該プロポーザルに参加しようとするものは、次のすべての要件に該当する者であること。

また、共同企業体による参加も認める。（共同企業体協定書（任意様式）を提出すること。）この場合は、(1)、(2)及び(3)の要件を構成員のすべてが満たし、(4)、(5)及び(6)の要件は、その構成員のいずれかが満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当してい

ないこと。

- (2) 京丹波町工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平成17年京丹波町告示第78号。）に基づく指名停止がなされていないこと。
- (3) 会社更生法による更生手続又は民事再生法による再生手続の開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生計画又は再生計画の認可を受けた場合を除く。
- (4) 京丹波町の測量等指名競争入札参加資格者名簿に登載されているコンサルタント等であること。
- (5) 建設コンサルタント業務について、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づく登録（「都市計画及び地方計画部門」）があること。
- (6) 本業務と類似する業務の実績があること。
類似する業務とは、ダム周辺整備、公園、または地域振興をテーマとした施設の基本計画策定に係る業務をいう。

3 業務の実施に関する条件

(1) 技術者資格

管理技術者は、「都市計画及び地方計画部門」の技術士あるいはRCCMの資格を有していること。

(2) 配置予定技術者の類似する業務の実績

管理技術者及び担当技術者（担当技術者を複数配置する場合には、主たる部分を担当する者に限る。）は、本業務と類似する業務で、平成14年4月1日以降に完了した業務実績1件以上を有していなければならない。

(3) 手持ち業務量

管理技術者及び担当技術者（担当技術者を複数配置する場合には、主たる部分を担当する者に限る。）は、平成23年7月1日現在において、契約金額500万円以上の手持ち業務が10件以下でなければならない。

なお、プロポーザル方式等により特定された未契約業務については、手持ち業務とみなす。

4 実施スケジュール

内 容	期 間（平成23年）
参加表明書の受付期間	7月12日（火）～7月20日（水）午後5時まで
質問の受付期間	【第1回〆切】 7月12日（火）～7月14日（木）午後5時まで 【第2回〆切】 7月15日（金）～7月21日（木）午後5時まで
質問回答	【第1回〆切分】7月15日（金）午後5時まで 【第2回〆切分】7月25日（月）午後5時まで

資料の閲覧期間	7月20日（水）～7月21日（木） 閲覧を希望する場合は、事前に電話連絡すること。
技術提案書の受付期間	7月26日（火）～7月28日（木）午後5時まで
ヒアリング	8月1日（月）～8月2日（火）【予定】
審査結果の通知	8月初旬【予定】
契約締結	8月中旬【予定】

5 選定方式及び提出書類

(1) 選定方式

公募型プロポーザル方式により、事業者を特定することとし、技術提案書を特定する評価項目と評価点は次のとおりとする。

なお、評価基準の詳細については、「提案書を特定するための評価基準」のとおり。

評価対象	評価点
会社実績	10
配置予定技術者の経験及び能力	25
技術提案書	80
ヒアリング	45
見積	20
合計	180

(2) 提出書類の様式

「参加表明書及び技術提案書作成要領」のとおりとする。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期間

平成23年7月12日（火）から平成23年7月20日（水）午後5時まで

イ 提出方法

郵送又は持参

(4) 質問書の受付及び回答

ア 問合せ期限

【第1回〆切】平成23年7月12日（火）～7月14日（木）午後5時まで

【第2回〆切】平成23年7月15日（金）～7月21日（木）午後5時まで

イ 問合せ方法

本プロポーザルに関する質問は、質問書様式により、ファクシミリにて質問することができる。（ファクシミリ以外は受け付けない。）

なお、プロポーザルの手続き及び様式等に関する質問は、電話で受け付ける。

ウ 回答方法

第1回〆切分は平成23年7月15日（金）午後5時まで、第2回〆切分は平成23年7月25日（月）午後5時までに、京丹波町ホームページ入札情報に掲載す

る。

(5) 資料の閲覧

ア 閲覧期間

平成23年7月20日(水)から平成23年7月21日(木)

イ 閲覧場所

京丹波町役場内

ウ 閲覧対象資料

(仮称)畑川ダムふれあいの森公園(畑川ダム対策協議会)

エ 閲覧方法

希望する日の前日までに電話連絡し、予約すること。閲覧時間は各社1時間以内とする。なお、知り得た情報は、守秘義務として第三者に漏らしてはならない。

(6) 技術提案書の提出

ア 提出期間

平成23年7月26日(火)から平成23年7月28日(木)午後5時まで

イ 提出方法

郵送又は持参

ウ 提出部数

正本(押印のあるもの)ホッチキス留め1部、写し(クリップ留め)1部

(7) ヒアリングの実施予定

ア 実施期間

平成23年8月1日(月)~平成23年8月2日(火)【予定】

イ 実施場所

京丹波町役場内

ウ 実施内容

技術提案書の内容について、20分以内で説明すること。提案終了後に15分程度の質疑応答を行う。

説明において、プロジェクター等の機器を使用することはできるが、機器等は説明者が準備すること。なお、スクリーンは本町で用意するものを使用できる。

当日、説明資料を配布する場合は、6部用意すること。ただし、配布資料は技術提案書の評価に含めない。

また、ヒアリングにあたって、企業名、社章等の企業を特定できるものを使用しないこと。

エ 説明者

説明者は配置予定技術者(管理技術者、担当技術者)とし、4名以内とする。

オ その他

ヒアリングの詳細は、別途連絡する。

6 技術提案書の特定

(1) 予定日

平成23年8月初旬

(2) 結果の通知

技術提案書を特定した者には特定通知書を送付するとともに、特定しなかった者には非特定通知書を送付する。

(3) 結果の公表

選定結果は、京丹波町ホームページ入札情報に掲載する。

7 非特定理由の説明に関する事項

(1) 非特定理由の説明請求

「非特定通知書」による通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により町長に対して、非特定理由についての説明を求めることができる。

(2) 非特定理由の説明請求に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により行う。

(3) 非特定理由の説明請求の提出方法等

ア 提出方法

郵送又は持参

イ 受付期間

説明を求めることができる期間内（休日は除く。）の午前9時から午後5時まで

8 業務委託契約に関する事項

(1) 見積徴取

技術提案書を特定した者と業務委託契約に係る詳細内容の協議を行う。

ただし、特定した者が下記のいずれかに該当し、業務委託契約が締結できない場合は、次点者を相手先として再特定する。

ア 特定後に参加資格要件及び業務の実績に関する条件を満たさないことが明らかになったとき

イ 見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき

ウ 本業務委託契約の締結を辞退したとき

エ その他の理由により業務委託契約の締結が不可能となったとき

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

ア 本業務委託の仕様については、技術提案書等に記載された内容を尊重し、発注者において定める。

イ 本業務委託の仕様決定にあたり、業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。

ウ 業務の一部再委託は、技術提案書にその旨の記載がある場合を除き、原則として

できないものとする。

エ 技術提案書に記載した配置予定技術者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

9 参加表明書等の提出・問合せ先

〒622-0292

京都府船井郡京丹波町蒲生ハツ谷62-6

京丹波町監理課

電話番号（直通） 0771-82-3811

ファクシミリ番号 0771-82-2500

10 留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類は、当該プロポーザル以外の目的には使用しない。
- (3) 提出されたすべての書類は返還しない。
- (4) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効にするとともに、本町の指名停止措置を行うことがある。
- (5) 提出書類を郵送する場合は、配達確認ができる方法に限ることとし、また、提出期限内必着とする。
- (6) その他、京丹波町プロポーザル方式試行要領及び関係規程によるものとする。
- (7) 参加表明書及び技術提案書作成要領、参加表明書等の様式は、京丹波町ホームページ入札情報から入手すること。